

## 大井町SDG s 宣言制度「おおいまちSDG s パートナー」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大井町SDG s 宣言制度「おおいまちSDG s パートナー」(以下、「SDG s パートナー」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 SDG s パートナー制度を通じて、SDG s の達成に向けた事業者の取り組みを公表し、支援することで、更なる取り組みの推進及び取り組みの裾野の拡大を図り、もって大井町におけるSDG s の取り組みの活性化につなげる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「事業者」 大井町において事業活動を行い、活動実態を確認でき、原則として大井町内に事業拠点がある企業、団体をいう。
- (2)「SDG s」 2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された国際目標をいう。
- (3)「登録」 SDG s の達成に向けて取り組むことを宣言することをいう。

(登録要件)

第4条 SDG s パートナーの登録の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時点でSDG s に関する具体的な取り組みを実施していること。
- (2) 大井町及び多様なステークホルダーとの連携、協働・協力を心掛け、SDG s の普及促進に取り組めること。
- (3) めざしているSDG s のゴールが明確であり、その内容が大井町の地域課題の解決に資するものであること。
- (4) SDG s を活用して事業に取り組んでいることの公表に努めるとともに、大井町ホームページで活動内容を公表することに同意すること。
- (5) 町税等に滞納がないこと。
- (6) 暴力団その他反社会的団体またはそれらに関連する事業者でないこと。
- (7) 法令に違反していないこと、また過去3年以内に法令違反がないこと。
- (8) 大井町及びSDG s パートナーの信用やイメージを損なう、または正しい理解への妨げとなる活動をしないこと。
- (9) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動をしないこと。

(登録の申請)

第5条 登録の申請は、次に掲げる書類を、事業者が町長に提出することにより行うものとする。

- (1)「おおいまちSDG s パートナー登録申請書(第1号様式)」(以下、「登録申請書」という。)
- (2) その他町長が必要と認める書類

(登録の基準)

第6条 登録は、提出された登録申請書に基づき、SDGsの達成に向けて取り組む意思を町長が確認することにより行うものとする。

(登録の通知)

第7条 町長は、登録を決定した事業者に「おおいまちSDGsパートナー証」を交付するものとする。

(登録の変更)

第8条 登録事業者は、申請内容に変更があった場合は、「おおいまちSDGsパートナー変更届出書(第2号様式)」により町長に届け出なければならない。

(登録の取下げ)

第9条 登録事業者は、第4条に規定する要件を満たさなくなったとき又は登録を継続する意思がないときは、「おおいまちSDGsパートナー取下げ届出書(第3号様式)」により町長に届け出なければならない。

(登録の取消し及び公表の中止)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の取消し及び公表の中止を行うことができる。

- (1) 虚偽の申請によるものであったとき
- (2) 第4条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき
- (3) 第9条の届け出があったとき
- (4) 当事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき
- (5) 登録を継続することが適当でないと町長が認めたとき

(登録事業者への支援)

第11条 登録事業者は、「おおいまちSDGsパートナー」の呼称を使用することができる。

- 2 登録事業者は、町が開催するSDGsに関連したイベントに参画することができる。
- 3 町長は、登録事業者のSDGsの達成に向けた取り組みを、町のホームページ等を通じて広く周知する。
- 4 町長は、登録事業者に対し、必要と認める支援を行うものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月6日から施行する。